

矢板市外来カミキリムシ類被害木伐採推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、外来カミキリムシ類による被害の拡散防止を図るため、被害を受けた樹木の伐採に必要な費用の一部を補助するに当たり、矢板市補助金等交付規則（平成14年規則第18号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 外来カミキリムシ類 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令（平成17年政令第169号）別表第1に定めるカミキリムシのうち栃木県が栃木県外来種対策方針に基づき優先対策種に選定するカミキリムシをいう。
- (2) 被害木 外来カミキリムシ類の被害を受けている樹木（果樹園にあるものを除く。）をいう。

(補助対象となる被害木)

第3条 矢板市外来カミキリムシ類被害木伐採推進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付の対象となる被害木は、フラス（外来カミキリムシ類の幼虫が樹木の中に存在している場合に確認される幼虫のフン及び木くずをいう。）が発生している樹木で、市長が被害木として認定したものとする。

- 2 前項の規定により市長が被害木と認定した場合は、外来カミキリムシ類被害木認定通知書（別記様式第1号。以下「通知書」という。）により、被害木を所有し、又は管理する者（以下「所有者等」という。）に通知するものとする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に存する被害木の所有者等
- (2) 通知書を受け取った者
- (3) 被害木の伐採後の処置、運搬等について適切に被害の防除及び拡散防止策を行う者
- (4) 市税を完納している者
- (5) 同一年度内に補助金の交付を受けていない者

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げる経費とする。ただし、所有者等が自ら伐採、切断及び運搬、処分する場合における器具等の購入費用は除くものとする。

- (1) 被害木の伐採に要する費用
- (2) 伐採後の被害木を焼却するための切断に要する費用
- (3) 伐採後の被害木の運搬及び処分に要する費用

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の額に6分の5を乗じて得た額又は25万円のいずれか低い額とする。

2 前項の規定により算出した額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請及び請求)

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、外来カミキリムシ類被害木伐採推進事業費補助金交付申請書兼請求書（別記様式第2号）に次に掲げる書類

を添えて、事業が完了した日の属する年度の２月末日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書（別記様式第３号）
 - (2) 補助対象経費に係る領収書及び内訳書その他詳細が確認できる書類の写し
 - (3) 通知書の写し
 - (4) 被害木の場所の案内図及び伐採前後の写真
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- （交付の決定）

第８条 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、内容を審査し、適正であると認めたときは、補助金の交付を決定するとともに、外来カミキリムシ類被害木伐採推進事業費補助金交付決定通知書（別記様式第４号）により、当該申請をした者に通知するものとする。

（実績報告の省略）

第９条 この補助金については、規則第１０条第１項ただし書きの規定により、実績報告の提出を省略するものとする。

（決定の取消し）

第１０条 市長は、第８条の規定により決定の通知を受けた補助対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 交付の決定に付した条件又は法令等若しくはこの要綱の規定に反したとき。

（補助金の返還）

第１１条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る補助金を既に交付しているときは、当該補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(調査)

第 12 条 市長は、必要があると認めるときは、被害木の調査又は申請者若しくは関係者への調査を行うことができる。

(その他)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和 9 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

別記様式第 1 号（第 3 条関係）

第 号

年 月 日

様

矢板市長



外来カミキリムシ類被害木認定通知書

次の樹木を、外来カミキリムシ類による被害木と認定したので、矢板市外来カミキリムシ類被害木伐採推進事業費補助金交付要綱第 3 条第 2 項の規定により通知します。

1 場所 矢板市

※別紙位置図参照

2 被害木の種類

3 被害木の本数

＜塩谷広域行政組合エコパークしおやに搬入する場合＞

- (1) 木材は、幹の太さが直径 20cm 以内の場合は、長さが 180cm 以内になるようにしてください。幹の太さが直径 20cm を超える場合は、生活環境課と相談の上、その指示に従い搬入してください。
- (2) 搬入前に生活環境課（0287-43-6755）に連絡の上、搬入日時を調整してください。
- (3) 搬入当日は、外来カミキリムシ類被害木認定通知書をエコパークしおやの職員に提示してください。

年 月 日

矢板市長 様

申請者住所
氏名

外来カミキリムシ類被害木伐採推進事業費補助金交付申請書兼請求書

矢板市外来カミキリムシ類被害木伐採推進事業費補助金を交付されるよう、矢板市外来カミキリムシ類被害木伐採推進事業費補助金交付要綱第7条の規定により次の関係書類を添えて、申請を兼ねて請求します。

- 1 事業実績書
- 2 補助対象経費に係る領収書及び内訳書その他詳細が確認できる書類の写し
- 3 外来カミキリムシ類被害木認定通知書の写し
- 4 被害木の場所の案内図及び伐採前後の写真
- 5 その他市長が必要と認める書類

補助金交付申請額 金 円

（補助金振込先）

金融機関名	
支店名	
預金種別	1 当座 2 普通
口座番号	
フリガナ	
口座名義	

矢板市外来カミキリムシ類被害木伐採推進事業費補助金の補助対象審査のため、私の住民登録及び市税の納付状況を調査することに同意します。

本人氏名 _____

別記様式第3号（第7条関係）

事業実績書

1 伐採処分等の場所

矢板市

2 伐採処分等期間

年 月 日～ 年 月 日

3 事業内容

伐採 ・ 運搬 ・ 切断 ・ チップ化 ・ 処分

4 伐採処分等を行った被害木の種類・本数

5 伐採処分等に要した費用

別記様式第4号（第8条関係）

矢板市指令 第 号
年 月 日

様

矢板市長



外来カミキリムシ類被害木伐採推進事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のありました矢板市外来カミキリムシ類被害木伐採推進事業費補助金について、下記のとおり交付することに決定したので、矢板市外来カミキリムシ類被害木伐採推進事業費補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

記

1 補助事業の名称

矢板市外来カミキリムシ類被害木伐採推進事業

2 交付決定額

円